



あしすとはあく

第 45 号



5P

市民活動サポートセンターがリニューアル
更に便利になりました

第 45 号 目次

表紙	郡山市市民活動サポートセンター NEW!
2P	協働推進インタビュー 渡辺 勝 市民部長
4P	(平成 28 年改正) 特定非営利活動促進法 改正ポイント解説 「準備しましょう!②」
5P	リニューアルのご案内 (郡山市市民活動サポートセンター) 印刷機、紙折り機、相談コーナーなど
6P	市民活動交流サロン開催案内 助成金情報、編集後記

いいね!!



2-3P

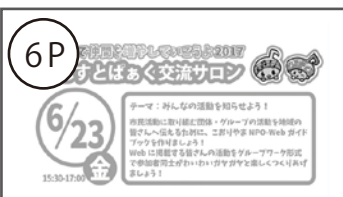


協働推進インタビューを
掲載しました。(2P-3P)

第 44 号（前）号で特集しま
した改正 NPO 法の未施行分
の解説をまとめました。
今年度の準備にお役立てくだ
さい!

貸借対照表
の公告 (4P)

6P



waiwai-Project

6 月 30 日（金）に開催予
定の市民活動交流サロンの
ご案内を掲載しました。(6P)

協働推進
インタビュー

渡辺 勝（わたなべ まさる） 市民部長

いいね!!



協働推進インタビュー

協働推進インタビューは、NPO 法人や市民活動団体が公益活動を行う際に、協働のパートナーとなる行政や企業等の関係者の方々にお話を伺う企画です。

協働推進インタビュー第1回目として、平成29年4月に郡山市役所市民部長に就任されました渡辺 勝 氏にお話を伺いました。



協働のまちづくりの推進に向けた取り組みなどを教えてください。

渡辺 勝市民部長（以下市民部長） 私達の基本的な考え方と方向性については大きく3つあります。1つ目は、町内会活動や市民活動への支援を通して、市民生活に密接に寄り添い、市民一人ひとりが活躍できる市民協働のまちづくりの推進を図っていくこと。2つ目は、市民総活躍の実現に不可欠な協働による地域共生社会を推進するため、「第2次郡山市協働推進基本計画」を策定すること。3つ目は、特に女性の活躍が重要であることから、「第3次こおりやま男女参画プラン」も併せて策定を進めていくことです。



セーフコミュニティの取り組みも協働が欠かせませんね。

市民部長 本市では、安全・安心なまちづくりも協働で推進しています。WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センターが創設した、けがや事故を予防する都市に与えられる国際認証「セーフコミュニティ」の取得を目指し、市民、団体、関係機関、行政の連携・協働による「けがや事故の分析や予防対策」を実施しています。本年度は、活動開始から2年間の経過し、認証申請の条件を満たすことから、セーフコミュニティ認証センターの審査を受け、日本で15番目、県内では初となる国際基準の安全安心都市を目指します。▶▶▶

▶▶▶ セーフコミュニティの取り組みは「協働」を後押しする仕組みです。継続して取り組むことで「地域力」の向上につながっていきます。更に協働のまちづくりを推進する手段として、ICTを積極的に活用し、情報提供・共有を図り、市民と行政のコミュニケーションを一層深めていきたいと考えています。



市民活動サポートセンターの役割も大切ですね

市民部長 市民活動サポートセンターは、協働のまちづくりを推進する上で、重要な拠点と考えています。今年度、利用者の皆さんの利便性向上のために施設の拡充や情報発信の強化を図りました。今後も NPO 法人、市民活動団体の皆様のお役にたてるように、活用を進めていきます。



最後に NPO 法人、市民活動団体の皆さんに期待することについて教えてください



市民部長 本市発展の礎で、明治初期の初の国営農業水利事業である安積疏水の開削や安積開拓の完成は、地元住民や新しい移住者との協働によって成し遂げられた先駆的な事業です。

そのストーリーは「未来を拓いた一本の水路（大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡）」として、昨年、国の「日本遺産」に認定され、その開拓者精神は今も郡山市民に息づいています。

市民の皆さんの活気と情熱にあふれた行動力、ボランティアや社会貢献活動が、地域の連帯意識を高め、郡山を育てる原動力となります。

市民部では、現在 NPO 法人などから、その専門性、柔軟性等を生かした公益的な事業に関する提案を募集し提案者と市が協働で取り組む「市民協働政策提案制度 ※1」を設けています。様々な事業を提案していただき、共に地域課題の解決に向けて（手を取り合って）協力していきたいと思います。

今後も、郡山が「未来に向かって、いつまでも希望が持て、子どもたちが夢を語ることができるまち」であるために、それぞれの立場で連携し、助け合いながら、協働のまちづくりを進めていきましょう。



ありがとうございました

いいね!!



※1 Google 検索「郡山市 市民協働政策提案制度」で検索してください

(平成 28 年 6 月改正)

特定非営利活動促進法（NPO 法）改正の概要（第 2 回目）

前回、広報誌「あしすとはあく」第 44 号にて特集としてご案内させていただきました、平成 28 年 6 月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の解説記事につづきまして、今号では、**未施工分の法第 28 条の 2 関係 貸借対照表の公告及びその方法**についての内容の解説をいたします。

※施行日は、公布の日（平成 28 年 6 月 1 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日となります。

Start 未決定	対象：すべての NPO 法人	貸借対照表の公告が必要となります
○ 貸借対照表の公告とその方法の変更		

目的	【NPO 法人の情報公開の促進、事務軽減】
変更点	変更前 貸借対照表の公告義務無し、「資産の総額」の変更は、毎年「登記」が必要 変更後 毎年度、貸借対照表の公告が必要 資産の総額の変更登記は不要
対象書類	貸借対照表
備考	定款が古い場合は、下記内閣府 NPO ページ内の定款例文資料を参考に！ (内閣府 NPO ページ⇒法律・制度改正⇒貸借対照表の公告に関する定款例（平成 29 年 2 月）)

(施行日：平成 30 年 10 月 1 日仮定)

解説 例－1 ※図 A 上段参照

3 月末決算の NPO 法人は、施行日が仮に平成 30 年 10 月 1 日となった際には、☆「施行日以後に遅滞なく公告する」と★「施行日までに公告する（約半年）」の 2 通りから選ぶことができます。

解説 例－2 ※図 A 下段参照

9 月末決算の NPO 法人は、施行日が仮に平成 30 年 10 月 1 日となった際には、☆「施行日以後に遅滞なく公告する」と★「施行日までに公告する（約 1 年間）」の 2 通りから選ぶことができます。

図 A

- ① ☆「施行日以後に遅滞なく公告する」★「施行日までに公告する」
② ◆資産の総額登記をする ◇公告をする

例－1 3 月末決算の法人

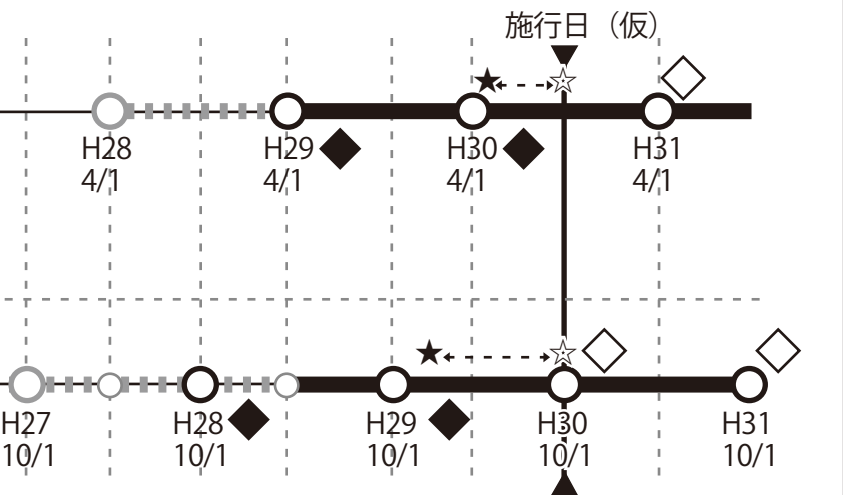
3 月末決算の NPO 法人は、施行日が仮に平成 30 年 10 月 1 日の場合は、

- ① 平成 29 年度事業の資産の総額登記（◆）をする必要があります
② 平成 31 年 4 月以降に平成 30 年度事業貸借対照表の公告（◇）を開始します。

例－2 9 月末決算の法人

9 月末決算の NPO 法人は、施行日が仮に平成 30 年 10 月 1 日の場合は、

- ① 平成 28 年度事業の資産の総額登記（◆）が最後になります。
② 平成 31 年 10 月以降に平成 29 年度事業貸借対照表の公告（◇）を開始します。



郡山市市民活動サポートセンター (愛称:アシストパーク郡山)

LOVE
FOR KORIYAMA

いいね!!

利用のご案内

新しくなったセンターをご紹介します! ご利用は、「利用登録」から!



NPO 活動・ボランティアに役立つ書籍



登録団体の活動情報照会



印刷機・コピー機・紙折り機・裁断機など



NPO 法人や市民活動・ボランティアに関する相談

印刷機利用料金

申込: お電話にてご予約ください

原稿版代 1 原稿につき…40 円

インク代 100 枚につき…10 円

※インク代の印刷枚数は、両面印刷の場合は2倍になります。
※印刷用紙は、持ち込みも可能です。購入の際は10枚単位で販売となります。

コピー機利用料金

コピー代 1 枚 …10 円

紙折り機 (無料)

2つ折り、観音折、内3つ折、外3つ折、4つ折、
方袖折に対応しています

広報のお手伝い

登録団体のイベントチラシやパンフレットなどを情報スタンドに掲示することができます。

その他、Web、Facebookでの掲載や市民活動サポートメールなどで告知のお手伝いをさせていただきます。



みんなで仲間を増やしていこうよ2017
あしすとはあく交流サロン

6/23 金
15:30-17:00

テーマ：みんなの活動を知らせよう！
市民活動に意欲的な団体・グループの活動を地域の皆さんへ伝えるために、ご近所やNPO-Webガイドブックを作ります！
Webに掲載する皆さんの活動をグループワーク形式で参加者同士が互いの「自分ごと」として楽しく共有しましょう！

市民活動の仲間づくりは、市民活動交流サロンから！

皆さんの活動を掲載する区画動画の撮影もあります！

ご近所やまを大好きな人たちが集まるから、「共感」がいつもあります。
「活動のヒント」や「うち家パートナー」、「お互いの活動の理解」
となる仲間づくりに参加ください。気軽に活動の仲間を増やしましょう！

日 時：6月23日（金）15:30～17:00まで
場 所：郡山市本庁舎内食堂隣の会議室
対 象：主に郡山市内のNPO法人、市民活動団体及び個人
（これから活動をはじめたい人・はじめている人など）
参加費：無料（飲食は、施設内の食堂を利用又は持ち込み可）
申 込：事前申込制（資料準備のため）

TEL/FAX 024-924-3352 ap@utsukushima-npo.jp

交流サロン

みんなで仲間を増やしていこうよ2017

あしすとはあく交流サロン



市民活動の仲間づくりは、市民活動交流サロンから！

日 時：6月23日（金）15:30～17:00まで
場 所：郡山市本庁舎内食堂隣の会議室
対 象：主に郡山市内のNPO法人、市民活動団体及び個人
（これから活動をはじめたい人・はじめている人など）
参加費：無料（飲食は、施設内の食堂を利用又は持ち込み可）
申 込：事前申込制（資料準備のため）

問 アシストパーク郡山 024（924）3352

6/23 金
15:30-17:00

助成金情報

団体設立時には、スタートアップなどの助成金を利用し、地域への周知を図ることなどを盛り込んだ事業を組み立てて応募しましょう。また、既存の団体・グループに向けて様々な団体・行政などからの助成金や補助金があります。それぞれの特性を理解し、上手に申請し活動に役立てていきましょう。

助成事業名称	募集期間・締切	助成額上限
2017年度フクシマコミュニティづくり支援プロジェクト募集	応募締切：6月15日（木） （当日消印有効）	1団体20万円
子育てと仕事の両立支援に対する助成 ～保育所・放課後児童クラブへの助成活動～	応募締切：6月30日（金） （当日消印有効）	1団体25～30万円
公益信託うつくしま基金第15回（後期）	応募締切：6月26日（月） （当日消印有効）	1団体30万円
トヨタ環境活動助成プログラム 2017年度助成プロジェクト公募	応募締切：6月23日（金）必着	1団体100万円

※詳しくは、アシストパーク郡山のホームページをご覧ください。

編集後記

今年の3月末にアシストパーク郡山の場所を移動してから、「アッ」という間の6月となりました。今年は、地域の若い人たちの活動も紹介できたらと思っています。更に、交流サロンや縁結び事業など、市民活動に携わる皆様に向けて協働の機会を創出していけるよう頑張って参ります！（H.M）



発行：郡山市市民活動サポートセンター
（愛称：アシストパーク郡山）

住所：〒963-8601
福島県郡山市朝日1丁目23番7号
郡山市役所西庁舎3F

電話/FAX：024(924)3352
ホームページ：http://assistparkkoriyama.net/
メールアドレス：ap@utsukushima-npo.jp

開館時間：8:30～17:15
休館日：土・日曜日、祝・祭日、年末年始

運営委託：郡山市市民部市民・NPO活動推進課
運営受託：NPO法人うつくしまNPOネットワーク
住所：〒963-8835 福島県郡山市小原田2丁目19番19号
電話：024(953)6092 FAX：024(953)6093
ホームページ：http://utsukushima-npo.jp/